

令和4年度「介護予防拠点施設浪岡茶屋町会館」に係るモニタリング評価結果（第1回）

介護予防拠点施設浪岡茶屋町会館については、茶屋町町内会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和4年7月4日

施設名	浪岡茶屋町会館
設置目的	地域住民が健康で生きがいのある老後を過ごすため、設置する。
所在地	青森市浪岡大字浪岡字林本79番地2
指定管理者	【名称】茶屋町町内会 【代表者】町内会長 永井 三雄 【住所】青森市浪岡大字浪岡字浅井184番地
指定期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで（5年間）

評価項目	実施内容	評価結果	
		適正	要改善
管理について	管理保守点検業務が適切に行われているか。	施設管理に必要な各種保守点検について業務委託し、順次計画的に適切に実施している。	○
	防犯、防災、緊急時の対応に的確な対応が行えるようにしているか。	防犯、防災マニュアルや緊急連絡網を作成し、緊急事態発生時の対応に取り組んでいるほか、施設巡回を毎週行っている。また、防災計画に基づいて年2回の避難訓練の実施を予定している。	○
	個人情報保護について、適切な対応が行われているか。	個人情報に係る書類は、事務室内に鍵をかけて保管し、適正に管理している。	○
	省エネに努めているか。	青森市環境方針に従い、節水や冷暖房の適切な温度設定、こまめな消灯などの節電に努めるとともに、利用者に周知し、協力をお願いしている。	○
運営について	市民の平等な利用が確保されているか。	介護予防拠点施設の目的に沿った利用について、申請順に許可し、平等利用が確保されている。	○
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか。	利用者が要望等を記入するノートを施設に設置するなど、利用者からの要望等の把握に努めている。	○
	利用者に対するサービス向上の取り組みがなされているか。	利用者からの苦情や要望は寄せられていないが、必要に応じて市と協議しながら対応をとれる体制を整えている。	○
	事業が計画どおり実施されているか。	地域の各種団体と連携しながら事業の実施を予定している。	○

【総合評価】

施設の管理運営については、仕様書どおり適切に行われている。

また、新型コロナウイルス感染防止対策として、注意喚起のためのポスター掲示や利用者に
対して、三密にならないよう呼びかけるなど適切な対応をしている。

引き続き、適切な管理運営に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】青森市浪岡振興部 健康福祉課

【電話】0172-62-1134

【メール】n-kenko@city.aomori.aomori.jp